（一財）熊本建築構造評価センター
H30.01
（H30.08 一部改正）

■構造計算適合性判定申請における個別の判定方針

１．ダミー階の取扱い

ダミー階を設定した場合、その階の扱い方針（保有水平耐力の算定、せん断力の検討等）を、構造計算方針に記載すること。

２．梁のねじり等の検討

床構造の境界条件に応じて、RC 規準 2010（9 条、10 条、22 条）に従って検討する必要がある。

３．２方向曲げを受ける柱の降伏曲面のべき定数α

べき定数αの値は設計者判断とする。なお、靭性保証型指針（p100）では、「α＝1.4 とすれば安全側の強度が得られる。」との記載がある。

４．付着割裂破壊の検討における鉄筋の引張応力度 σt

RC 規準 1999 を適用する場合、σｔを降伏強度σｙに置き換えなければならない。（ICBA の Q&A　No.65）

５．耐震壁の枠柱で柱の引張降伏が発生する場合（H30.08 改正）

保有水平耐力の算定で、耐震壁付付帯柱に引張軸降伏が発生する場合、以下のような点に注意が必要であるので、その取扱い方針を構造計算方針に記載すること。

① 柱が引張軸降伏した後も増分解析を続行すると、構造計算プログラムによっては、柱が、その引張軸降伏耐力を超えて引張軸力を負担するといった不合理な場合が生じること。

② 柱が引張軸降伏した後も増分解析を続行する場合、その剛性低下に応じて、耐震壁の負担地震力の低減を適切に考慮する必要があること。

③ 柱が軸降伏した場合、増分解析を続行せず、最初の引張降伏時で増分を止めると、層間変形角が非常に小さい段階で止めることになるなど不合理な場合があること。

６．柱梁接合部の横補強筋比 pjw

柱梁接合部のせん断終局強度として、靭性保証型指針による Vju を採用した場合、「同指針の 8 章及び 10 章の規定を満足する必要がある。」となっており、横補強筋比を 0.3%以上（同指針 8.6）とする必要がある。

なお、柱が引張軸力を受ける場合や偏心量が大きい場合などでは特別な検討が必要になる。（黄色本　付 1.3　p 680）

７．杭頭モーメントの基礎梁への曲げ戻し

杭頭モーメントは、基礎梁芯位置まで割り増すことを原則とし、設計者は構造計算方針にその取扱いを記載すること。

８．スリット幅の算定

非構造部材の耐震設計施工指針（p48～）によれば、スリット幅は、層間変形角による算定より大きくなるので注意が必要である。

９．屋根ふき材の構造計算　（H30.08 改正）

屋根ふき材は、たるき、梁、けた、野地板等の構造部材（以下、「たるき等」）に取り付けること（S46 建告 109　第 1）とされており、たるき等は、令第 82 条各号に規定される構造計算を行い、それに取り付けられる屋根ふき材及びその緊結部分については、H12 建告 1458 に規定される風圧力に対する安全性を確認する必要がある。（審査マニュアル 2018*　p 504）

＊「建築構造審査・検査要領　―実務編　審査マニュアル―　2018 年版」をいう。

１０．圧縮ブレースの座屈後安定耐力の採用

圧縮筋かいの座屈は層間変形角 1/400 程度、ラーメンは 1/100 程度で終局耐力に達するので、圧縮筋かいの座屈耐力とラーメンの終局耐力の両方を期待することはできない。

黄色本 2015 で記載している、座屈後安定耐力に基づく圧縮側筋かいや引張筋かいの耐力を加え合わせる方法を採用するか、弾性解析などで算定される圧縮筋かいが座屈するときの耐力を採用するかは、設計者判断とする。

１１．コンクリートのせん断力によるコーン状破壊の検討

コーン状破壊の検討用設計応力は、ルート 3 の場合も、ルート 1-2 やルート 2 と同様に、アンカーボルトの降伏せん断耐力によることを原則とする。（黄色本 2015　p 634）